

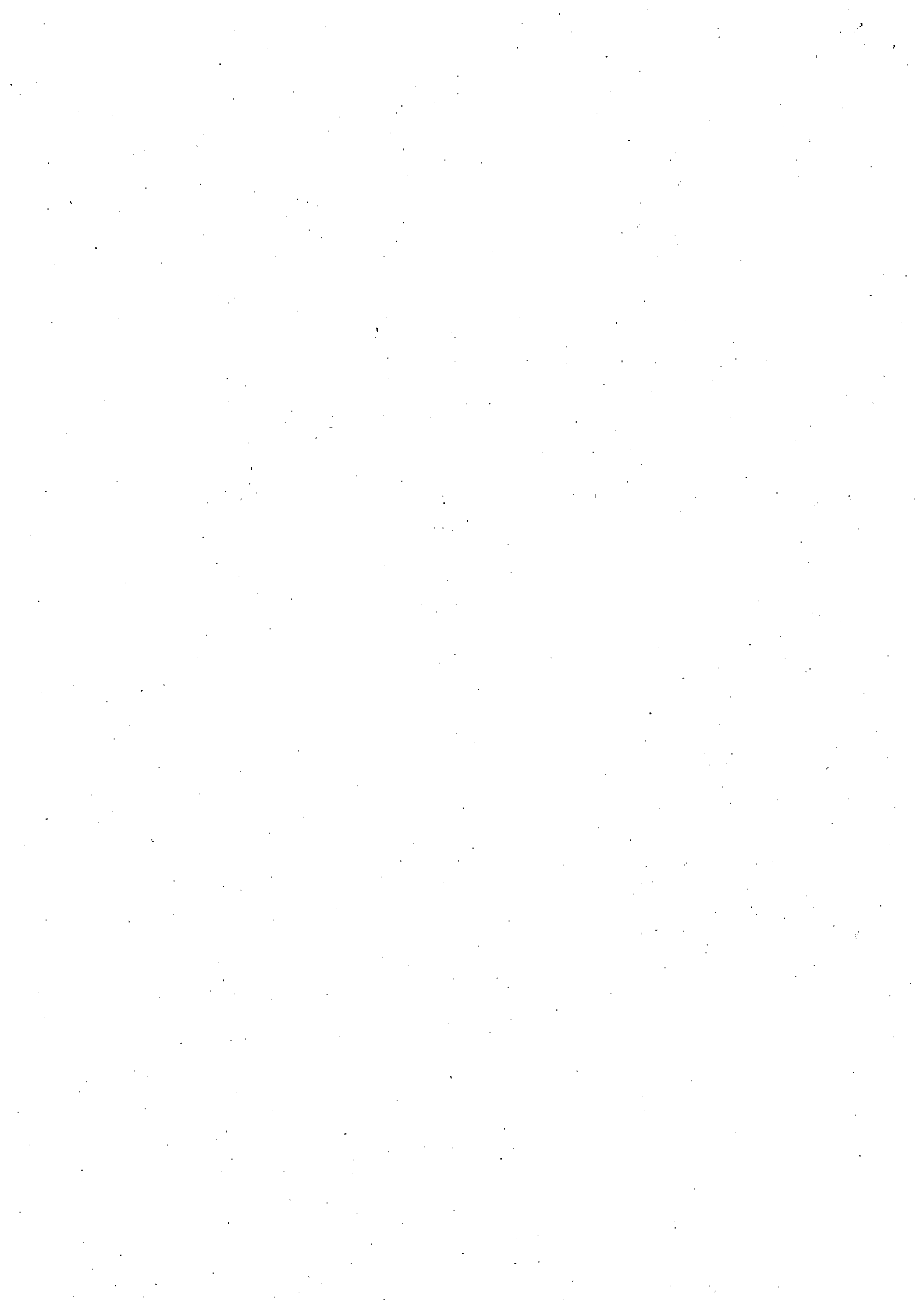
## 第31号議案

# 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正理由	1
2 改正の内容	1
3 長崎市宿泊税検討委員会の概要等	1~4
4 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	5
参考	
関係法令	6
第3回長崎市宿泊税検討委員会提出資料	7~11

理 財 部  
文 化 観 光 部

令和2年2月



# 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例について

## 1 改正理由

宿泊税の導入検討にあたっては、長崎市宿泊税検討委員会において学識経験者等による議論を行うこととし、先行自治体の状況等の調査等も実施しながら検討を行っているが、宿泊税の使途等についての議論を踏まえた上で、課税要件等についても具体的な検討を進めることとしている。

これまでの同委員会での審議において、本市の今後の観光振興に、宿泊税がどのように使われるかについての議論が重要である旨の意見等も出されており、今後も引き続き、宿泊税の導入に関する検討を継続し、十分に議論を行ったうえで審議の結論を出していただくことが必要であることから、現在定めている長崎市宿泊税検討委員会の設置期間を延長したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（令和元年長崎市条例第 38 号）の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

### (1) 長崎市宿泊税検討委員会の設置期間の延長

ア 現在の設置期間 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで（6 月）

イ 改正後の設置期間 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで（12 月）

ウ 施行期日 公布の日

## 3 長崎市宿泊税検討委員会の概要等

### (1) 設置目的

長崎市を訪れる人々の受入環境の整備等を図るため、地方税法第 7 3 1 条第 1 項の規定に基づく法定外目的税を新設し、課税自主権を活用した新たな自主財源の確保を目的とする宿泊税を導入したいが、導入にあたっては、導入目的の妥当性、財源の規模及び使途の妥当性、課税対象の範囲、担税力等について、多様な視点から客観的に評価をする必要があり、検討委員会を設置することにより、経済学などの学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者などの意見を聴き、その意見を反映させることで、より効果的な制度とすることができるため、設置しているもの。

(2) 担当事務

本市の宿泊税の導入に関する重要事項の調査審議に関すること。

(3) 開催予定回数

令和元年度 4回（現在、3回開催済）

令和2年度 4回

(4) 現在の委員構成

6人（学識経験者2人、旅行業関係事業者1人、観光関係団体1人、経済団体1人、宿泊事業者1人）

(5) 委員の任期

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで（12月）

なお、同委員会の委員については、現在の任期が令和2年3月31日までとなっているが、これまでの議論を、継続し更に深めていく必要があることから、設置期間の延長にあたり新たに選任は行わず、現在委嘱している委員による検討を継続する。

(6) 委員報酬

委員長 日額 8,700円、委員 日額 7,850円

(7) 長崎市宿泊税検討委員会スケジュール案

年度	月	当初想定スケジュール	現行のスケジュール及び今後の予定
R1	10	第1回～第3回 (議題) 宿泊税導入の妥当性、来訪者への影響、使途、税率、免税点の考え方など	第1回 (R1. 10. 15) 宿泊税の概要、長崎市の観光の現況について 《先進地視察 (R1. 10. 31～11. 1)》
	11		第2回 (R1. 11. 11) 先進地視察の報告、長崎市の観光の現況について
	12		《宿泊事業者等との意見交換》
	1		
	2	第4回 宿泊税導入検討結果報告(案)について	第3回 (R2. 2. 20) 宿泊税の使途等について
	3	報告書提出	第4回 宿泊税の使途等について
R2	4		第5回 宿泊税の導入、課税要件等について
	5		第6回 宿泊税の導入、課税要件等について
	6		
	7		第7回 宿泊税導入検討結果報告(素案)について
	8		第8回 宿泊税導入検討結果報告(案)について
	9		報告書提出

(8) 検討委員会における委員からの主な意見の要旨


ア 協議の場の設置について

・市の次期観光振興計画を作る場合にも同様に宿泊事業者や旅行業者などの意見を反映させるような協議の場が設けられるか。使途を考えるにあたり、個別に話すより全体の政策が分かった中でこの宿泊税をどこに投入するのかということが必要になってくると思う。次の計画が今から策定されるというのであれば、非常にいい好機だと思うのでぜひ検討をいただきたいと思う。

イ 宿泊税の使途について

・宿泊税がどのように今後の長崎の観光振興に使われていくのか。  
・宿泊税がどのように宿泊客を増やす取り組みになっているかということが、宿泊事業者、観光事業者の皆さんから見ても納得できるようなものとなるのか。

(9) 今後のスケジュール (案)

年度	令和元年度 (2019年度)				令和2年度(2020年度) 以降			
	10月	11月	12月	1~3月	(令和2年)4月~9月	(令和2年)10月以降		
	第1回 検討委員会(概要等の説明)	第2回 検討委員会(他都市の状況等の説明)	第3、4回 検討委員会(使途の説明) 宿泊事業者等との意見交換	第5、6回 検討委員会(課税要件等について)	第7、8回 検討委員会(報告書案の検討)	最終報告	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施</li> <li>・条例案提出(議会議決後)</li> <li>・総務大臣協議(条例案可決の場合)</li> <li>・総務大臣同意</li> <li>・制度内容の周知</li> </ul> </div>	 宿泊税条例施行

(10) 宿泊税導入に係る他都市の状況 (令和2年2月21日時点)

導入済の自治体 (導入時期)	導入予定の自治体 (導入予定時期)
東京都 (平成14年10月)	福岡県 (令和2年4月)
大阪府 (平成29年1月)	福岡市 (令和2年4月)
京都市 (平成30年10月)	北九州市 (令和2年4月)
金沢市 (平成31年4月)	
北海道倶知安町 (令和元年11月)	

導入検討中の自治体 (検討委員会から答申が行われた自治体)			
宮城県	沖縄県	広島県	北海道
函館市	札幌市	奈良市	長野県白馬村

#### 4 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (公布日施行)

現行	改正後 (案)
<p>○長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第4条 長崎市附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1市長長崎市宿泊税検討委員会の項を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第1号から第4号まで (略)</p> <p>(5) 第4条の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>第6号 (略)</p>	<p>○長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第4条 長崎市附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1市長長崎市宿泊税検討委員会の項を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第1号から第4号まで (略)</p> <p>(5) 第4条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>第6号 (略)</p>

## 【参考】関係法令

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 第 3 項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。



## 1 宿泊税導入の必要性

### 観光のトレンドが変わった！

#### 『発地型観光』 → 『着地型観光』

- ▶ 旅行代理店が“発地（大都市圏）”で旅行商品化・発信 → “着地（地元）”が旅行商品化・発信
- ▶ 旅行代理店で予約 → インターネットで予約
- ▶ 団体客中心 → 個人・小グループ中心
- ▶ 物見遊山 → 女性中心・多様化・深化・体験
- ▶ 国内観光客オンリー → 外国人観光客の増加
- ▶ 観光地 → 全国総観光地化

### 長崎もトレンドに合わせた進化が必要！

#### 『昭和の観光都市』 → 『21世紀の交流都市』

- ▶ 観光客（国内） → 訪問客（国内外、MICE・スポーツ等含む）
- ▶ 観光事業者のため → まち全体のため
- ▶ 拠点は観光協会 → 拠点はDMO
- ▶ サービスは地方都市レベル → サービスは国際都市レベル
- ▶ 地方の観光都市 → 世界のナガサキ
- ▶ 都市基盤も全国レベルに（鉄道、港湾、空港など）

『21世紀の交流都市』へとレベルアップさせ、観光まちづくりを発展的に進めていくための財源が必要！

- 宿泊税の導入による安定的かつ持続的な財源確保

## 2 宿泊税の使途

### (1) 基本的な考え方

「21世紀の交流都市」へとレベルアップさせ、観光まちづくりを発展的に進めていくために、安定的かつ持続的な財源確保として宿泊税の導入が必要であり、来訪客の受入環境整備サービス等の質的向上を図ることにより、宿泊客の増加、宿泊税の増収に繋げ、新たなサービスを提供していくという好循環を生み出したい。

その使途については、受益と負担を考慮し、「訪問客への還元」という方針で取り組む。

※ 新規事業、既存事業の拡充、新規事業又は拡充事業の効果的な継続に充当する。

また、既存事業であっても、基本的方針に合致する事業であれば対象とする。

※ 宿泊事業者（特別徴収義務者）には、特別徴収交付金のほか、受入環境整備支援などの対応を行う。

### (2) 使途の分類

- ① 受入環境整備 ② 情報提供・誘致 ③ サービス向上・消費拡大 ④ 資源磨き

### (3) 具体的な使途の事例

※赤字表記については主にDMOが担う。

分類	主な取組事例
① 受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外訪問客のワンストップ案内受入</li> <li>・ 公衆無線 LAN 整備 (Wi-Fi 整備等)</li> <li>・ ユニバーサルツーリズム推進</li> <li>・ 宿泊施設等の受入環境水準向上(多言語化等)のための取り組み支援など</li> </ul>
② 情報提供・誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外へのワンストップの観光・MICEに関する情報の提供</li> <li>・ 観光・MICEの誘致</li> <li>・ MICE開催に対する補助など</li> </ul>
③ サービス向上・消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナイトタイムエコノミーの推進</li> <li>・ 長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの造成支援</li> <li>・ まち MICE (MICEの開催効果をまち全体に波及させる取組み)の推進など</li> </ul>
④ 資源磨き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間景観の整備</li> <li>・ 歴史的建築物等の整備・改修(ユニークベニューとして活用等)など</li> </ul>
特別徴収交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別徴収義務者(宿泊事業者)への徴収事務に係る交付金</li> <li>先行都市の実績を参考に想定した場合、納付額の2.5%(導入後5年間は3.0%)を交付。</li> </ul>

## 3 DMOの財源としての宿泊税

### (1) 基本的な考え方

宿泊税は、上記で示す使途に充当し、そのうちDMOが担う事業分については、結果としてDMOの財源となる。

### (2) 総務省の見解

- ・ 基準は特にない。
- ・ それぞれの自治体で議論をしてもらい、納税者や特別徴収義務者(宿泊事業者)の納得を得られる形で整理することが必要。
- ・ DMOの運営費として充当することについては、受益者負担の面から見て、納税者や特別徴収義務者(宿泊事業者)に対して、「宿泊税を何に使うのか」を明確に説明できるようにすること。

- ①受入環境整備 — 国内外訪問客のワンストップ案内受入
- ②情報提供・誘致 — 国内外へのワンストップの観光・MICEに関する情報提供 など

- ★ 訪問客の問い合わせ・相談に対し、ワンストップでニーズに合わせた情報・サービスを提供する
- ★ 届けたい人のニーズに合わせて、届けたい情報・サービスを、ふさわしいタイミングと手段で届ける

機能の強化	届けたい（必要とする）人	届ける手段	届けたい（必要とされる）情報・サービス	期待される効果
①ワンストップ案内受入 ②情報提供・誘致	訪問客（観光客、MICE、スポーツ、ビジネス） 旅行会社	総合観光案内所、クルーズ窓口 WEB、メール・電話	宿泊施設・飲食店等の手配・予約、国内外訪問客への観光・交通案内、滞在プランニング、各種体験コンテンツ、バリアフリー・ユニバーサルツーリズム、ユニークベニュー、さるく・イベント・手ぶらで観光情報など	滞在時間の拡大、周遊促進、消費拡大 満足度向上

DMOが目指すワンストップ機能

訪問客

**【訪問客】**  
観光客・MICE・スポーツ・ビジネス、旅行会社

**<多様化するニーズ>**

- ・観光情報の入手先を統一してほしい
- ・地域ならではの最新情報がほしい
- ・地元の人が好む飲食店を知りたい
- ・イベントの最新情報を知りたい
- ・体験型コンテンツ、ユニバーサルツーリズムの情報を知りたい
- ・ヴィーガン料理、ハラル対応のお土産を買いたい
- ・特別感のある限定サービスを受けたい
- ・長崎MICEならではのユニークベニューやプレポストプログラムを体験したい

など

問い合わせ・相談

長崎市版DMO  
(コンシェルジュ機能)

宿泊施設・飲食店等の手配・予約、国内外訪問客への観光・交通案内、滞在プランニング、各種体験コンテンツ、バリアフリー・ユニバーサルツーリズム、さるく・イベント情報など



訪問客のニーズに即した  
・プロモーション  
・情報・サービスの提供

商品・サービス企画  
相談

市内事業者

**【市内事業者】**  
生産者・宿泊施設・交通事業者・飲食店・商工業者・福祉事業者・MICE関係事業者 など

**<提供できるモノ・サービス>**

- ・DMOへの情報提供
- ・キャンペーン情報提供
- ・体験型コンテンツの企画・造成
- ・ユニバーサルツーリズムの企画・造成
- ・ナイトタイムエコノミーの企画・造成
- ・食の多様化への対応
- ・〇〇限定サービス、〇〇特典
- ・長崎MICEならではのユニークベニューやプレポストプログラムの充実

など

マッチングサポート・コーディネート

ニーズに応じたサービスの享受

支払 宿泊税 活用

(市からの補助等)

▶財源の増加・確保によって、補助率の増加や対象事業の拡大により、情報提供の強化、体験型コンテンツの造成等が促進され、訪問客の増加が期待される。

「満足度向上」「周遊促進」

- ▶ 情報収集のワンストップ化によるストレス解消 (旅館ホテル・交通・飲食・イベント等)
- ▶ 問い合わせ先の明確化
- ▶ 外国人対応の充実 (多言語対応・体験型コンテンツ情報)
- ▶ 着地情報 (旅館ホテル・交通・飲食・イベント等) の入手・予約の簡素化
- ▶ バリアフリー・ユニバーサルツーリズム・手ぶらで観光の情報入手・予約の簡素化 など

WIN-WIN

「ビジネスチャンス拡大・売上増加」

➡ 売上増加 ➡ 雇用創出

- ▶ 情報提供のワンストップ化による事務の軽減と効率化
- ▶ 宿泊と体験型コンテンツのセット商品販売による売上拡大
- ▶ 体験型コンテンツ提供事業者の参画拡大
- ▶ バリアフリー事業者の参画拡大
- ▶ 訪問客周遊の拡大による交通事業者・飲食事業者の売上増加 など

★外国人観光客の訪問時・滞在時の利便性向上を図ることを目的に、主にソフト面の受入環境整備の支援を行う。

機能の強化	届けたい（必要とする）人	届ける手段	届けたい（必要とされる）情報・サービス	期待される効果
宿泊施設の受入環境	宿泊客	宿泊施設HP、宿泊者の実体験	宿泊施設の情報 宿泊施設の快適な環境 (通信環境、多言語対応、決済環境、バリアフリー等)	宿泊リピーターの増加 口コミによる新規宿泊者の増加

## 外国人観光客

### <外国人観光客等のニーズ>

- ・ 快適な通信環境を使いたい
- ・ 多言語による対応を行ってほしい
- ・ 多様な決済手段を準備してほしい
- ・ 使い易い施設であってほしい 等

ニーズに応じたサービスの享受

支払

### 宿泊者の満足度向上

- ▶ リピーターの増加
- ▶ 口コミによる新規宿泊者の増加

## 宿泊施設（事業者）

### 環境整備

- ・ 快適な無料公衆無線LAN環境整備
- ・ 多言語表記の整備  
(HP、施設案内表示、パンフレット)
- ・ 外国人接客用タブレット端末の導入
- ・ 外国人向けの放送設備の導入
- ・ クレジットカード等の決済環境整備
- ・ 施設のハード整備  
(トイレの洋式化、バリアフリー化) 等

サービスの要求

サービスの提供

宿泊税

活用  
(市からの補助等)



トイレの洋式化

▶ 財源の増加・確保によって、補助率の増加や対象事業の拡大により、受入環境の整備が促進され、宿泊施設の受入環境水準の向上が期待される。

WIN-WIN

客室稼働率アップ  
→ 売上増加 → 雇用創出

★ 訪問客（宿泊者）のニーズ（朝型・夜型コンテンツ、飲食情報等）に対応し、サービス向上と訪問客の消費拡大につなげる

機能の強化	届けたい（必要とする）人	届ける手段	届けたい（必要とされる）情報・サービス	期待される効果
③サービス向上・消費拡大	市内事業者 (生産者、宿泊施設、交通事業者、飲食店、商工業者、福祉事業者、MICE関係事業者など)	WEB、直接面談、メール・電話	訪問客のニーズ（食、イベント情報、朝型・夜型体験コンテンツなど）、MICE開催情報（規模、ユニークベニュー、プレポストプログラム）など	訪問客・宿泊者の増加、滞在時間の拡大、売上増加

## 訪問客 (宿泊者)

### <訪問客（宿泊者）のニーズ>

- ・長崎の朝、夜を楽しみたい（飲食、イベント等）
- ・長崎でしか体験できないコンテンツを楽しみたい
- ・長崎ならではの食を楽しみたい
- ・地元の人と触れ合いたい
- ・長崎MICEならではのユニークベニューやプレポストプログラムを体験したい

など

ニーズに応じたサービスの享受

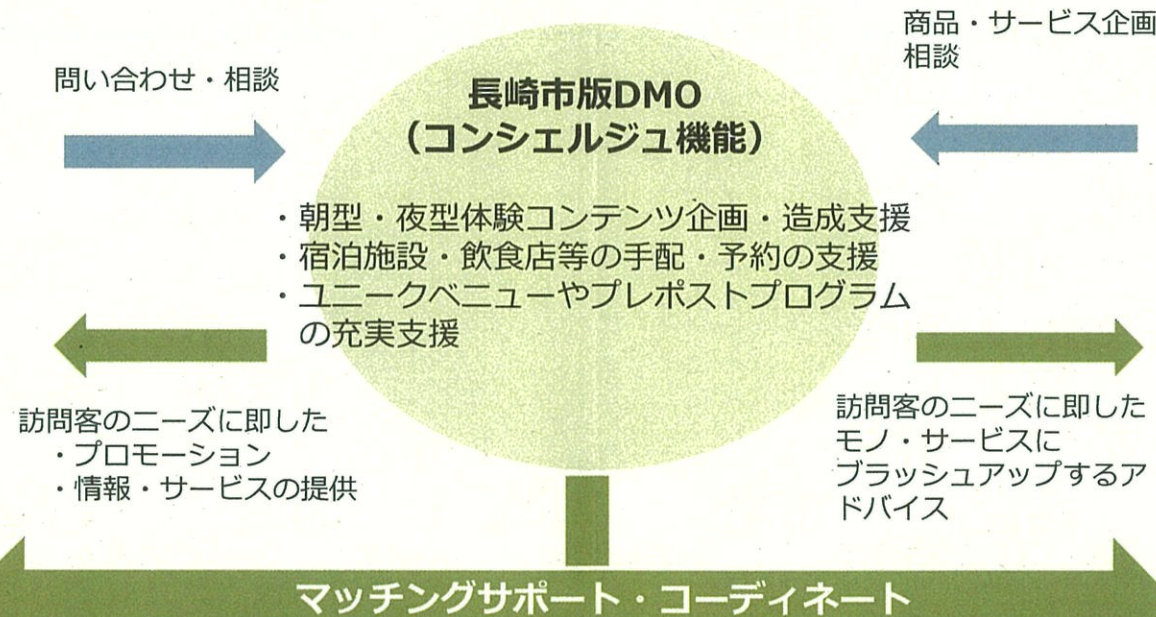
### 「満足度向上」「周遊促進」

- ▶ 滞在時間の増加・宿泊客の増加
- ▶ リピーターの増加
- ▶ 口コミによる新規訪問客の増加
- ▶ 長崎の食に対する認知度向上
- ▶ 知らなかった長崎の体験・発見 など



### 長崎市版DMO (コンシェルジュ機能)

- ・朝型・夜型体験コンテンツ企画・造成支援
- ・宿泊施設・飲食店等の手配・予約の支援
- ・ユニークベニューやプレポストプログラムの充実支援



## 市内事業者

### <提供できるモノ・サービス>

- ・長崎ならではの朝・夜の食事を楽しめる場の提供（朝市・屋台等）
- ・朝型・夜型体験コンテンツの企画・造成（BARめぐり、朝がゆと太極拳等）
- ・長崎らしい体験コンテンツ（漁師めし、かんぼこ作り、びわ狩り、底引き網等）
- ・長崎ならではの飲食の提供（普茶料理、芸妓の舞とランチ）
- ・〇〇限定サービス、〇〇特典
- ・キャンペーン情報
- ・長崎MICEならではのユニークベニューやプレポストプログラムの充実 など

支払 宿泊税 活用

(市からの補助等)

▶ 財源の増加・確保によって、補助率の増加や対象事業の拡大により、体験型コンテンツの造成が促進され、宿泊客の増加が期待される。

### 「ビジネスチャンス拡大・売上増加」

→ 売上増加 → 雇用創出

- ▶ 新コンテンツ・プログラムの開発促進と既存コンテンツの磨き上げ
- ▶ 地場商品・体験プログラムの増加による消費拡大
- ▶ 朝型・夜型体験コンテンツ・グリーンツーリズム提供事業者の参画拡大
- ▶ 飲食・農林・水産事業者等の参画拡大 など

WIN-WIN

★ 夜間景観整備により、観光客の満足度が向上するとともに、夜景PRにより宿泊を伴う観光客が増加することでビジネスチャンスが拡大し、売上増加につながる。

機能の強化	届けたい(必要とする)人	届ける手段	届けたい(必要とされる)情報・サービス	期待される効果
ハード整備	宿泊客	WEB、各種広告、プロモーション媒体セールス	「環長崎港夜間景観向上基本計画」に基づく景観整備 ・遠景の夜景磨き ・中・近景の夜間景観づくり	訪問客の満足度向上・消費拡大 ビジネスチャンス拡大・売上増加
ソフト整備	宿泊客	WEB、各種広告、プロモーション媒体セールス	世界・日本新三大夜景の魅力	訪問客の満足度向上・消費拡大 ビジネスチャンス拡大・売上増加

### 宿泊客

### サービスの提供

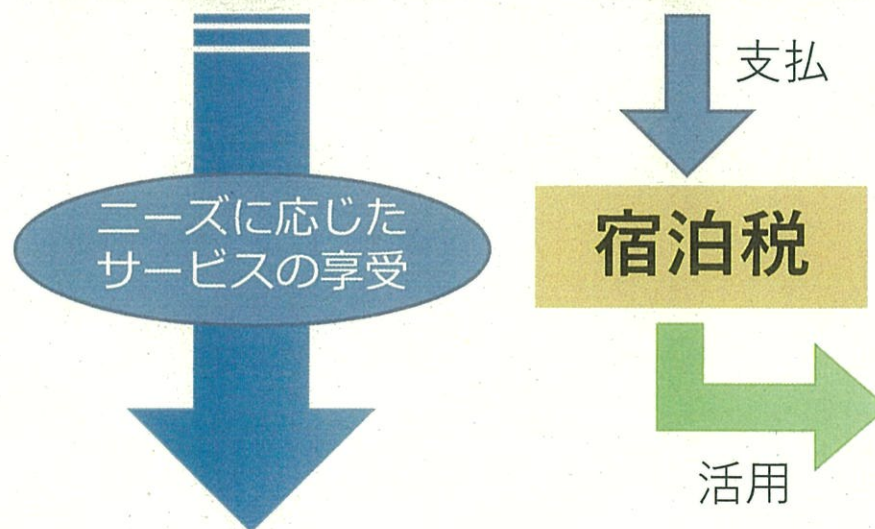
### 民間事業者

#### <夜景観光に対するニーズ>

- ・美しい夜景を見たい
- ・ライトアップされた街並みを歩きたい
- ・色々な場所から夜景を楽しみたい
- ・夜景と飲食を一緒に楽しみたい 等

#### 夜景を活用したコンテンツ造成

- ・飲食につなげる仕掛けづくり
- ・体験型コンテンツ造成
- ・ツアー造成
- ・イベント開催 等



#### 長崎市

ハード

「環長崎港夜間景観向上基本計画」に基づく景観整備

遠景の夜景磨き

中・近景の夜間景観づくり

ソフト

世界・日本新三大夜景認定を活用したPR

夜景サミット参加によるPR

パンフレット・ポスター制作によるPR

世界新三大夜景

世界・日本新三大夜景都市の認定継続

素材・環境

#### 宿泊客の満足度向上

- ▶リピーターの増加
- ▶口コミによる新規宿泊者の増加
- ▶滞在時間の拡大・質の向上
- ▶消費拡大

#### 地域経済の活性化

- ▶客室稼働率のアップによる売上増加
- ▶飲食店等のビジネスチャンス拡大
- ▶雇用創出

WIN-WIN